

E i w a N e w s

上場株式等に係る配当所得の取扱い

平成 21 年 9 月
(No. 050)

平成 21 年 1 月 1 日から、上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税制度や、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算制度が施行されています。

そこで、今回は、上場株式等に係る配当所得の取扱いについて、この 2 つの制度を含めてご紹介いたします。

〔1〕 税率

平成 20 年度の税制改正において、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間の上場株式等に係る課税配当所得の金額に対する税率は、100 万円以下は 7% (住民税は 3%)、100 万円超の部分は 15% (住民税は 5%) とされていました。

しかし、平成 21 年度の税制改正において、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等に係る課税配当所得の金額に対する税率は、申告分離課税を選択した場合、一律 7% (住民税は 3%) となりました。

〔2〕 課税制度

上場株式等に係る配当所得の課税方法は、原則は総合課税ですが、申告を不要とする方法や、今回施行された申告分離課税を選択することもできます。

1. 総合課税・・・確定申告で他の所得と合算して、超過累進税率 (5%~40%の税率) により課税されます。
2. 申告分離課税・・・確定申告において他の所得と区分し、上記[1]の税率で課税されます。
この方法を選択しますと、下記[3]の損益通算や[4]の繰越控除の適用を受けることができます。
3. 申告不要・・・上場株式等に係る配当所得の金額を除外して確定申告をします。
(ただし、大口株主等が受ける上場株式等に係る配当等の場合などは、この制度を適用することはできません。)

上場株式等に係る配当等については、支払を受ける際に 7%の税率により所得税が源泉徴収され、申告不要を選択した場合はこの源泉徴収税額だけで課税関係が完結します。

しかし、総合課税により税率が 5%になるときは総合課税で確定申告を、また、損益通算や繰越控除の適用を受けるときは申告分離課税で確定申告をすることにより、有利となるケースがあります。

それ以外の場合は申告不要を選択することが一般的です。

なお、申告分離課税や申告不要を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。

〔3〕 損益通算

従来、株式を譲渡し、損失が発生してしまった場合には、他の株式の譲渡益としか通算（相殺）することができませんでした。

しかし、平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年分以後の確定申告から上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合において、上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得の金額を限度として損益通算をすることができるようになりました。

なお、特定口座内における配当と上場株式等に係る譲渡損失との損益通算の制度は、平成 22 年 1 月 1 日から施行となります。

〔4〕 繰越控除

平成 21 年度の税制改正に伴い、譲渡所得に関する取扱いに関連する通達が公表され、それらの通達には、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度関係の通達も含まれています。

上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算制度については本年分以後の適用になりますが、繰越控除制度については前年以前 3 年内の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額が対象となっています。

したがって、平成 21 年分は、平成 18、19、20 年分において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰越して、本年分の株式等（上場株式等以外の株式を含む。）に係る譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から、控除することができます。

この場合には、まず、株式等に係る譲渡所得の金額から控除して、控除しきれない金額を上場株式等に係る配当所得の金額から控除することになります。

また、平成 21 年分において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で損益通算しきれないものは、翌年以後 3 年間にわたって繰越することができます。

従来から配当所得についてはさまざまな課税方法がありましたが、今年からさらに選択肢が増えました。

どのような課税方法を選択すると有利になるか、検討する必要があります。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。